

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

行政職給料表

級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事、技師、保健師、保育士、栄養士、看護師、学芸員、社会福祉主事又は社会福祉士の職務	55	9.3	主事	33	55	9.3	主事級
				技師	5			
				保健師	5			
				保育士	8			
				社会福祉主事	3			
				社会福祉士	1			
				計	55			
2級	1 主任の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	102	17.2	主任	83	102	17.2	主任級
				主任(再任用)	19			
				計	102			
3級	1 係長、主査又は園長の職務 2 困難な業務を処理する職務	249	41.9	主査	198	249	41.9	主査級
				計	198			
				係長	46			係長級
				園長	5			
				計	51			
4級	1 副参事又は防災専門員の職務 2 特に困難な業務を処理する職務	57	9.6	副参事	56	57	9.6	副参事級
				防災専門員	1			
				計	57			
5級	1 会計管理者、課長、委員会等の事務局の長、支所長、参事、課長補佐、委員会等の事務局の次長又は指導主事の職務 2 困難な業務を処理する防災専門員の職務	107	18.0	課長補佐	90	94	15.8	課長補佐級
				議会事務局次長	1			
				監査委員事務局次長	1			
				選挙管理委員会事務局次長	1			
				農業委員会事務局次長	1			
				計	94			
				課長	7	課長級		
				議会事務局長	1			
				監査委員事務局長	1			
				支所長	1			
参事	2							
指導主事	1							
計	13							
6級	1 管理主事の職務 2 困難な業務を所掌する会計管理者、課長、委員会等の事務局の長、支所長、参事又は指導主事の職務	23	3.8	課長	15	23	6.2	課長級
				会計管理者	1			
				農業委員会事務局長	1			
				支所長	3			
				参事	2			
				指導主事	1			
計	23							
7級	1 政策監の職務 2 重要かつ困難な業務を所掌する会計管理者、課長、委員会等の事務局の長、支所長、参事又は管理主事の職務	1	0.2	管理主事	1	1		
				計	1			
合計		594	100.0					

消防職給料表

級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	39	28.7	消防士	39	39	28.7	消防士級
				計	39			
2級	1 消防副士長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務	18	13.3	消防副士長	18	18	13.3	消防副士長級
				計	18			
3級	消防士長の職務	37	27.2	副主任	37	37	27.2	消防士長級
				計	37			
4級	1 消防司令、消防司令補の職務 2 特に高度な知識又は経験を必要とする消防士長の職務	39	28.7	係長	14	24	17.6	消防司令補級
				副分署長	10			
				計	24			
				課長	2	15	11.0	消防司令級
				室長	4			
				消防主幹	3			
副署長	1							
分署長	5	計	15					
5級	1 消防司令長の職務 2 困難な業務を所掌する消防司令の職務	2	1.5	次長	1	2	1.5	消防司令長級
				署長	1			
				計	2			
6級	1 消防監の職務 2 困難な業務を所掌する消防司令長の職務	1	0.7	消防長	1	1	0.7	消防監級
				計	1			
合計		136	100.1					

技能労務職給料表

級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	その都度指示を受け、又は定 まった順序に従って行う単純容 易な技能労務又は一般労務に従 事する職員の職務	0	0.0	技能員		0	0.0	技能 労務 職級
				計	0			
2級	その都度指示を受け、又は定 まった順序に従って行う単純容 易な技能労務又は一般労務に従 事する職員で相当な経験を有し たものの職務	10	18.2	技能員	3	10	18.2	技能 労務 職級
				技能員(再任用)	7			
計				計	10			
3級	相当の技能を必要とする作業を 行う技能職員又は相当長期の経 験を必要とする作業を行う労務 職員の職務	4	7.3	技能員	4	4	7.3	技能 労務 職級
				計	4			
4級	長期の経験に基づき、特に高度 の技能及び知識を必要とする作 業を行う技能職員の職務又は長 期の経験に基づき、特に困難な 作業を行う労務職員の職務	28	50.9	技能員	28	28	50.9	技能 労務 職級
				計	28			
5級	極めて高度の技能又は経験を必 要とする作業を行う技能職員又 は長期の経験に基づき極めて困 難な作業を行う労務職員の職務	13	23.6	技能員	13	13	23.6	技能 労務 職級
				計	13			
合計		55	100.0					